

## 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構役職員等の公益通報

当機構では、当機構役職員等の公益通報に関する手続き等を定めた「一般財団法人姫路市まちづくり振興機構役職員等の公益通報に関する要綱」を制定しています。

### 公益通報制度概要

#### 1 制度の目的

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構の組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、当該通報を行った者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正を図り、透明性かつ公平性ある事業運営の強化に資することを目的としています。

#### 2 公益通報ができる者（役職員等）

(1) 役員

(2) 職員

(3) 機構と委託契約、請負契約その他契約に基づいて業務を行う者又は当該事業に従事している者

(4) (1) から (3) までに掲げる者であった者

#### 3 公益通報の対象となる事実

役職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、機構内において又は機構の遂行する業務に関連して、法令違反行為（規程、規則、要綱等を含む。）若しくは倫理違反行為が発生し又は発生するおそれがあることを知った場合が対象となります。

#### 4 通報の方法

指定の様式「公益通報票」により、原則、所属と氏名を示して公益通報管理者又は公益通報相談員に対し通報します。

## 5 通報先

### (1) 公益通報管理者（総務調整室長）

〒672-8048

兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目196番地

(電話：079-221-2912)

### (2) 公益通報相談員（弁護士法人 菊井法律事務所）

〒670-0948

兵庫県姫路市北条宮の町392

(電話：079-286-8880)

## 6 施行開始

令和3年6月

別記様式（第3条関係）

公 益 通 報 票

通報者の区分 （退職者を含む）	<input type="checkbox"/> 役員・職員 <input type="checkbox"/> 契約関係に基づき機構の業務に従事している者等
通報者の 所属（勤務先）・氏名	
通報者の連絡先 希望する連絡方法	匿名の場合の説明・通知の希望 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
通報等の内容	①通報等対象者（所属（勤務先）及び氏名）：  ②通報等の内容： （いつ）  （どこで）  （何が）  対象となる法令違反等  ③特記事項：
証拠書類等の用意（ 有 （書面・その他（ ） ） ・無 ）	

※ この書面の提出方法：持参、郵送、搬送便、FAXのいずれか